

第 64 号議案

小城市子育て相互支援事業実施要綱等を廃止する告示について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日の組織機構改革のため、小城市子育て相互支援事業実施要綱等を廃止する必要がある。

小城市教育委員会告示第 号

小城市子育て相互支援事業実施要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 小城市子育て相互支援事業実施要綱(平成19年小城市教育委員会告示第6号)
- (2) 小城市母子・父子自立支援員設置規程(平成19年小城市教育委員会告示第7号)
- (3) 小城市家庭相談員設置規程(平成19年小城市教育委員会告示第8号)
- (4) 小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成19年小城市教育委員会告示第9号)
- (5) 小城市児童センター運営協議会設置要綱(平成19年小城市教育委員会告示第10号)
- (6) 小城市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成19年小城市教育委員会告示第11号)
- (7) 小城市3世代ふれあい交流事業実施要綱(平成19年小城市教育委員会告示第12号)
- (8) 小城市子育て支援短期利用事業実施要綱(平成21年小城市教育委員会告示第4号)

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

小城市子育て相互支援事業実施要綱

平成19年3月30日

教育委員会告示第6号

改正 平成23年4月21日教委告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、保育に関するニーズが多様化かつ個別化していることにかんがみ、地域において育児等に関する相互支援活動を実施し、既存の保育サービスでは応じきれない保育ニーズに応え、安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が事業主体となり、社会福祉法人小城市社会福祉協議会へ委託する。

(対象者及び事業の内容)

第3条 この事業は、次の各号に掲げる事業に区分するものとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子育て相互支援事業 原則として小学校3年生以下の児童(以下「対象児」という。)を対象とし、内容は、次のとおりとする。

ア 保護者等が疾病、冠婚葬祭その他の用事等のため、保育できない場合の対象児の世話

イ 保育園等保育施設での保育開始前又は保育終了後において、保護者等が就労のため、保育できない場合の対象児の世話

ウ 保育園等保育施設が休日等であって、保護者等が就労のため、保育できない場合の対象児の世話

エ 児童が軽度の病中及び病気回復期の場合の対象児の世話

オ アからエまでに掲げるもののほか、子育てサービスとしてふさわしいこと。

(2) 子育てサポーター派遣事業 出産前後に家族、親族等の支援が得られず、日常生活に支障がある家庭に対し、サポーターを派遣する。

(会員)

第4条 この事業の会員は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める者とする。

(1) 利用会員 対象児を養育し、かつ、子育てサービスを受けたい者

(2) 協力会員 子育てサービスを提供したい者

(会員の登録)

第5条 利用会員又は協会員(以下「会員」という。)になろうとする者は、小城市子育て相互支援センター(以下「センター」という。)に入会申込書(様式第1号又は様式第2号)により申し込み、センターは、申込者に留意事項(様式第3号)を交付しなければならない。

2 入会申込書を受理したセンターは、会員登録台帳(様式第4号及び様式第5号)を作成し、整備しなければならない。

3 協会員の入会申込書を受理したセンターは、会員として適当と認める者を登録し、会員証(様式第6号)を発行する。ただし、協会員が退会するときは、当該会員証を返還させなければならない。

(コーディネーターの設置)

第6条 センターにコーディネーターを置き、コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利用会員及び協会員の募集及び登録
- (2) 利用会員と協会員との連絡調整及び子育てに関する相談
- (3) 事業推進のためのポスター等の作成及び広報活動
- (4) 協会員に対する絵本、ビデオ、玩具等の準備
- (5) 会員の活動中にトラブル等が生じた場合の連絡調整
- (6) 研修会等の開催

ア 協会員に対して、子育てサービスを行うに当たり必要とする児童心理、保健衛生、救急看護方法等知識修得のための研修会の開催

イ 協会員の情報交換、改善事項の検討等連絡調整会議の開催

ウ 協会員と利用会員との交流会の開催

(利用料金)

第7条 子育てサービスの利用料金は、別表に定めるところにより、利用会員が協会員に直接支払うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月21日教委告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

利用料金

月曜日から金曜日 午前8時から午後6時まで 1時間400円 上記以外 1時間500円
土曜日・日曜日・祝祭日 午前8時から午後6時まで 1時間500円 上記以外 1時間600円

小城市母子・父子自立支援員設置規程

平成19年3月30日

教育委員会告示第7号

改正 平成26年9月26日教委告示第8号

(設置)

第1条 母子家庭等及び寡婦の自立の促進及び福祉の増進を図るため、小城市母子・父子自立支援員(以下「支援員」という。)を置く。

(業務)

第2条 支援員は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導
- (2) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の借入れに関する相談
- (3) 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援
- (4) 母子家庭等及び寡婦の生活その他の相談
- (5) 社会福祉諸施設及び諸事業の紹介
- (6) 関係諸機関、団体等との連絡
- (7) 前各号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の福祉増進に必要な事項

(任期等)

第3条 支援員は適当と認める者のうちから、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、その任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により委嘱された支援員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、任期中といえども不適当と認める場合は、支援員を解任することができる。

(報告)

第4条 支援員は、その月に取り扱った事項について別に定めるところにより教育委員会に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償等)

第5条 支援員には、予算の範囲内で報酬及び費用弁償としての旅費を支給する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、支援員の服務その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日教委告示第8号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

小城市家庭相談員設置規程

平成19年3月30日

教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 家庭児童福祉に関する相談及び指導を行うため小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に、小城市家庭相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(業務)

第2条 相談員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 家庭における児童教育技術についての相談及び指導
- (2) 児童に係る家庭の人間関係についての相談及び指導
- (3) 前2号に掲げるもののほか、家庭児童の福祉増進に必要な事項

(任期等)

第3条 相談員は、社会的信望があり、かつ、前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により任命された相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教育委員会は、任期中といえども不適當と認める場合は、相談員を解任することができる。

(報酬及び費用弁償)

第4条 相談員には、予算の範囲内で報酬及び費用弁償としての旅費を支給する。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、服務その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

小城市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成19年3月30日

教育委員会告示第9号

改正 平成22年4月1日教委告示第5号

平成24年3月30日教委告示第6号

平成26年4月1日教委告示第5号

(設置)

第1条 本市において虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携及び協力の確保を図るため、小城市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に係る関係機関等相互の情報の共有化に関すること。
- (2) 児童虐待に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (3) 児童虐待の防止及び啓発方法に関すること。
- (4) 児童等の不登校、ひきこもり等の防止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要保護児童対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関及び団体をもって組織し、別表第2に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(実務者会議)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び関係機関等の実務者は、諸会議、調査等で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、小城市教育委員会こども課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日教委告示第5号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委告示第6号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教委告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

機関及び団体
佐賀県中央児童相談所
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀中部保健福祉事務所
多久・小城地区医師会
小城・多久歯科医師会
小城警察署
佐賀地方法務局
市人権擁護委員連合会
佐賀VOISS(被害者支援ネットワーク)
市民生委員・児童委員連絡協議会
市主任児童委員部会

市母子保健推進員
市社会福祉協議会
市PTA連絡協議会
市青少年育成市民会議
私立幼稚園・認定こども園
私立保育園
市小中学校校長会
児童福祉等学識経験者
小城市

別表第2(第3条関係)

委員
佐賀県中央児童相談所長
佐賀県精神保健福祉センター所長
佐賀中部保健福祉事務所長
多久・小城地区医師会代表
小城・多久歯科医師会代表
小城警察署長
佐賀地方法務局代表
市人権擁護委員協議会代表
佐賀VOISS(被害者支援ネットワーク)代表
市民生委員・児童委員連絡協議会代表
市主任児童委員部会代表
市母子保健推進員代表
市社会福祉協議会代表
市PTA連絡協議会代表
市青少年育成市民会議代表
市私立幼稚園・認定こども園園長代表
市私立保育園園長代表
市立小学校校長代表
市立中学校校長代表

佐賀県中央児童相談所スーパーバイザー

小城市福祉部長

小城市教育委員会教育部長

小城市児童センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 小城市児童センターの適正な管理運営を図るため、小城市児童センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 小城市児童センターの管理に関すること。
- (2) 小城市児童センターの運営方針に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 協議会に会長及び副会長を各1名置く。

3 会長は小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）こども課長を、副会長には小城市社会福祉協議会職員の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、毎年1回以上開催するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会こども課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表

小城市児童センター運営協議会委員

部 門	人数	委 員
児童福祉関係行政機関	3 人	小城市教育委員会こども課長
		小城市教育委員会学校教育課長
		小城市健康増進課保健師
児童委員	1 人	主任児童委員の代表
社会福祉協議会	1 人	小城市社会福祉協議会職員代表
地域組織	2 人	小城市子どもクラブ連合会代表
		放課後児童クラブ指導員代表
学識経験者	4 人	小城市内 中学校代表
		小城市内 小学校代表
		小城市内 幼稚園代表
		小城市内 公・私立保育園代表
利用者代表	1 人	利用児童の保護者代表

小城市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、小城市における次世代育成支援策の推進を図るため、小城市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小城市次世代育成支援地域行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関し小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内保育園保護者代表
- (2) 市内幼稚園保護者代表
- (3) 小学校保護者代表
- (4) 小学校長代表
- (5) 主任児童委員代表
- (6) 母子保健推進員代表
- (7) 市内事業所関係者
- (8) 子育て支援機関代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会こども課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

小城市 3 世代ふれあい交流事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、3 世代同居の割合や 1 世帯あたりの人員が近年急速に低下し、核家族化が進展していることから、祖父母の子育ての知恵や若い親子に昔あそび等を伝える 3 世代の交流をすることにより、同居の楽しさや良さを見直すきっかけをつくることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、単位老人クラブとする。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単位老人クラブの会員及び地区の高齢者
- (2) 単位老人クラブを組織する地域に居住する小学 1 年から小学 3 年までの児童並びに保育園及び幼稚園の年長児並びにその保護者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この事業に賛同する者

(事業内容)

第 4 条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の持つ知識、経験等を若い親と子ども達に伝える昔あそび等の実施
- (2) 地域のおけるお祭り等の伝統行事への参加
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、目的を達成する事業

(実施日)

第 5 条 この事業の実施日は、次のとおりとする。

- (1) 単位老人クラブ例会の日又は学校の長期休業日
- (2) 前号に掲げるもののほか、単位老人クラブ会長が指定する日

(費用)

第 6 条 小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この事業にかかる経費の一部を予算の範囲内で負担するものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 教育委員会は、この事業の実施にあたり、市子どもクラブ育成会長等と連携を図るものとする。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

小城市子育て支援短期利用事業実施要綱

平成21年6月29日

教育委員会告示第4号

改正 平成26年3月27日教委告示第4号

平成26年9月26日教委告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 子育て支援短期利用事業(以下「事業」という。)の対象者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童(第1号から第4号までの場合に限る。)又は母子(第5号の場合に限る。)とする。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) 経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合

(実施方法等)

第3条 小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、事業を適切に実施することができると思われる実施施設に委託するものとする。

(利用期間)

第4条 事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、教育委員会がやむをえない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用期間の初日の前日までに、子育て支援短期利用事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、極めて緊急性が高い等の理由により申請期限までに前項の申

請書の提出が困難なときは、利用日に口頭申請をすることができる。この場合においては、事後において速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(事業の決定等)

第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、速やかに必要な調査を行い、当該申請に係る事業の要否を判定し、その結果を子育て支援短期利用事業決定通知書(利用決定通知書)(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の要否判定により事業の実施を決定したときは、子育て支援短期利用事業依頼通知書(様式第3号)により、委託する実施施設の長に通知するものとする。

(利用者負担金)

第7条 教育委員会は、申請者から利用初日までに、別に定める(別表)利用者負担金を徴収するものとする。

2 教育委員会は、申請者から利用初日までに利用者負担金の納入がない場合は、決定を解除することができるものとする。

3 教育委員会は、災害その他の理由により利用者負担金の納入が困難になったと認める者については、その利用者負担金を減免することができるものとする。

(送迎)

第8条 対象者の実施施設への送迎は、申請者の負担と責任において行うものとする。

(決定解除)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者から利用辞退の申出があった場合
- (2) 対象者が事業の要件を欠く場合
- (3) 申請者が虚偽の申請その他不正な手段等により決定を受けた場合
- (4) その他やむを得ない事情により当該児童の養育継続が困難な場合

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日教委告示第4号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日教委告示第7号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

別表(第7条関係)

小城市子育て支援短期利用者負担金に関する基準

(単価：児童等1人当たり日額、円)

区分		委託に要する経費	保護者負担額
生活保護世帯	2歳未満児	8,630	0
	2歳以上児	4,720	0
	緊急一時保護の母親	1,200	0
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	8,630	600
	2歳以上児	4,720	600
	緊急一時保護の母親	1,200	200
その他の世帯	2歳未満児	8,630	2,800
	2歳以上児	4,720	1,500
	緊急一時保護の母親	1,200	400
備考			
1 生活保護世帯には、市町村民税非課税世帯で母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものを含む。			
2 市町村民税非課税世帯には、1で取り扱われる場合を除く。			

様式第1号(第5条関係)

子育て支援短期利用事業申請書

年 月 日

小城市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



小城市子育て支援短期利用事業実施要綱に基づき、子育て支援短期利用事業の利用を申請します。

利用を希望する者	住 所	小 城 市			
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※原則として7日以内				
申請の理由	1 疾病 2 出産 3 看護 4 事故 5 災害 6 失踪 7 冠婚葬祭 8 転勤 9 出張 10 公的行事への参加 11 その他()				
健康保険の加入状況	記号番号		被保険者氏名		
	保険者名		保険者番号		
利用期間中の緊急連絡先	①				
	②				
身体の状態	身体の状態等を記入してください。(疾病、障害の有無など)				
世帯の状況	氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考	
		年 月 日	男・女		
		年 月 日	男・女		
		年 月 日	男・女		
		年 月 日	男・女		

同 意 書

利用者負担金の決定に際して、住民税課税台帳などを閲覧されることに同意します。

小城市教育委員会 様

申請者 氏 名



様式第2号(第6条関係)

子育て支援短期利用事業決定通知書(利用者負担金決定通知書)

年 月 日

申請者 様

小城市教育委員会 印

年 月 日で申請がありました子育て支援短期利用事業の利用については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容					
利用者	住所	小 城 市			
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
実施施設	施設名				
	所在地				
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
利用者負担金	負担区分				
	日 額	円	日 数	日	金 額
注 意 事 項	(1) 利用者負担金は、利用初日までに小城市へ納入してください。 (2) 所定の期間までに納入がない場合は、この決定を解除することもあります。 (3) その他()				

様式第3号(第6条関係)

子育て支援短期利用事業依頼通知書

年 月 日

施設長 様

小城市教育委員会 印

次のとおり、子育て支援短期利用事業の実施を依頼します。

利用者	住 所	小 城 市				
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	緊急連絡先	別添の申請書に記載のとおり				
	身体の状態	別添の申請書に記載のとおり				
委託期間	年 月 日 ～ 年 月 日(日間)					
委託料	日 額	円	日 数	日	金 額	円
実施理由	1 疾病 2 出産 3 看護 4 事故 5 災害 6 失踪 7 冠婚葬祭 8 転勤 9 出張 10 公的行事への参加 11 その他()					